

『江戸名所図会』と『都名所図会』

藤川玲満

一 はじめに

安永九年に出版された『都名所図会』（大本六巻六冊、吉野屋為八刊）にはじまる秋里籬島の名所図会は、天明年間にその拾遺編（大本四巻五冊）、寛政年間に『大和名所図会』『攝津名所図会』『和泉名所図会』『東海道名所図会』、享和年間に『河内名所図会』と続き、文化二年刊の『木曾路名所図会』まで高い評判のもとに相次いで制作刊行された。籬島の創り出した名所図会という形式の地誌はその後も他の作者によつて幾つも作られているが、籬島の名所図会からおよそ三十年経た天保年間に出版された『江戸名所図会』（大本七巻二十冊、須原屋茂兵衛・伊八刊）はその最大のものと言える。この書物は江戸神田の草創名主である斎藤氏三代による作品で、次のような過程を経て完成したものである。まず斎藤幸雄が寛政年間に執筆し、出版前に死去する。斎藤家の養子幸孝がこれを継いで加筆し、文化末年頃ほぼ完成するものの幸孝も死去し、その子幸成が文政年間に出版の準備を整えた。このように三十年余り費やして制作され、天保五年と天保七年の二度にわけて刊行されている。この『江戸名所図会』制作の契機について、斎藤幸雄の序文には次のようにある。

このころ世にひろうもてと、ろかしきこゆる国つ名ところ図繪てふ書そしかもこのくにつ文字して女兒等にもいとめやすう将こよなき心なくさなり そはうち日さすみやこあたりを初めにてあしひきの大和路よりおして浪速のうらつたひかうちいつみもともに名におへるところへえらひものして五つのくにまたたくそれかあまりには神風の伊勢の国東路の五十まり三つのうまや／＼も洩るかたなくまさしに絵かきつことのよしをもつはらにかひあつめてその境えしらぬ人いたよりせんのいさをは實にみやこ人のみやひの心よりなれるわざにていと雄々しくなもおのれゑひす心にしてかれをまねふとにはあらねとその大江戸にすめる身にしてこのあたり知らてあらむもうたて心くるしくてとし月いゆきめくらひぬる處々かひあつめぬれはさかに書かましくもなりぬるにこそ

主なものを十数点数えるが、そうした一連の案内記のなかで最も新しい『再校江戸砂子』（菊岡沾涼編）でも明和九年に出版されており、籬島の『都名所図会』より前のものであつた。この序文から知られるように、『江戸名所図会』の著者は、京都に始まり上方でつくられた画期的な名所案内記を受け、江戸人としてこれに匹敵するものの制作を志したのである。籬島の創出した名所図会という書物が以後の作者の手ではどのようにつくられているのか探るために、本稿では籬島の名所図会の影響下に成立した『江戸名所図会』の構成と記述内容について『都名所図会』と比較しながら検討していく。なお本稿では、『都名所図会』と『拾遺都名所図会』を合わせて『都名所図会』と呼ぶこととする。

二 名所図会の構成

まず名所図会の構成について、採録された名所旧跡の地理的な範囲と卷の編成方法を見ていくたいと思う。『江戸名所図会』にとりあげられた名所旧跡の範囲は江戸市中のみならず広く郊外に及び、東は船橋、西は日野、南は金沢、北は大宮辺りまでを含み、およそ武藏国全体となつていて、この範囲となつたことについては、当時の江戸の名所案内記の状況と、『都名所図会』の場合の採録範囲に要因を見出すことができる。

『江戸名所図会』以前の江戸の名所案内記には、『江戸名所記』（前出）、『江戸雀』（近行遠通著、延宝五年刊）、『江戸鹿子』（藤田理兵衛著、貞享四年刊）、『江戸砂子』（菊岡沾涼著、享保一七年刊）、『江府名勝志』（南陽子著、享保一八年刊）、『江戸物鹿子名所大全』（奥村玉華子著、寛延四年刊）などがあり、『江戸鹿子』や『江戸砂子』には続編もつくられている。これらの書物は地域別あるいは独自の分類別に編集され、内容はいずれの書物にも記される寺社や旧跡の紹介のほかに、年中行事、挿絵、名物記。

*キーワード：江戸名所図会／都名所図会／斎藤幸雄／斎藤幸孝／斎藤幸成

江戸における名所案内記は、寛文二年刊『江戸名所記』（浅井了意著）にはじまり、

商店・職人（『江戸鹿子』）、巡覧の行路（『江府名勝志』）、地図（『江府名勝志』『江戸砂子』）などと様々に趣向が尽されている。図会という形式はなかったものの、江戸市中についての名所案内記は既に充実した状況にあったと考えられる。また朝倉治彦氏は、『江戸砂子』の採録範囲が下総国葛飾まで及んでいることや西部の武藏野地方を単独に扱った地誌も出版されていることから、『江戸名所図会』での範囲が江戸市中を越える必要があつたと指摘している。⁽³⁾さらに『江戸名所図会』の制作された時期に目を向けると、出版されて一般に読まれた名所案内記ではないが、幸孝の時代の文化七年には幕府の事業として武藏国全域の詳細かつ膨大な地誌『新編武藏国風土記稿』の編纂が始まるという状況にあつた。

では『都名所図会』の場合はどうだろうか。『都名所図会』では山城国を京都の中心部とその四方に分けて巻を編成し、採録範囲としている。京都では明暦四年に出版された『京童』（中川喜雲著）にはじまり、『洛陽名所集』（山本泰順著、万治元年刊）、『出来京土産』（浅井了意著、延宝五年刊）、『京師巡覽集』（釋丈愚著、延宝七年刊）など数多くの名所案内記がつくられてきた。京都の名所案内記では、都から大きく外れた場所であつても、比叡山や木津川など著名なところは収載されることが珍しくなかつた。しかし『都名所図会』の構想は、都近くの著名なところを拾つた結果としての範囲の広がりというのではなく、もとより山城国一国を採録範囲として設定していると考えられる。先に拙稿「『都名所図会』『拾遺都名所図会』考」において『都名所図会』の典拠が先行する名所案内記の類ではなく、『山州名跡志』（坂内直頼著、正徳元年刊）や『山城名勝志』（大島武好著、正徳元年刊）といった山城国の総合的な地誌であることを述べたが、名所の採録範囲の規模もこれらに準じたものとなつてている。このように一国全体を採録範囲とするのは籬島による以降の名所図会も同じで、例えば『大和名所図会』も平城京一帯だけでなく大和国の全郡を扱つていて。

以上のように、まず江戸の名所案内記の状況として、『江戸名所図会』が制作された当時、多様な趣向で江戸市中を扱つてきた既存の作品と違う書物として、採録範囲を拡大した武藏国一国という規模の名所案内記が出現する時期にきていたように見受けられる。そしてまた『都名所図会』をはじめ畿内各國の全域を扱つた秋里籬島の作品に匹敵する江戸の名所図会にするためにも、この規模が必要だつたと考えられるのである。

では、この採録範囲をどのように纏めているのか、巻の編成方法を見ていいきたい。『江戸名所図会』は、凡例に「凡此編の次序は大城を以て首とし餘は南方に回環する迄北

斗七星の位に配当して都て七巻を以て全部とす」とあるように、はじめに江戸城のある中核部、続いてその外側を右回りに六つの地域に分けた計七巻から成り、それぞれ順に「天枢之部」「天璇之部」「天璣之部」「天權之部」「玉衡之部」「開陽之部」「搖光之部」と北斗七星の名称を配して命名している。このような地域の分け方や巻の命名はほかの名所案内記と異なるものであるが、これは『都名所図会』における巻の編成に影響を受けたのではないかと考えられる。

『都名所図会』は、凡例に「此編の巻首には平安城をあらはし其四方を帝都鎮護の四神に官とらしめ」とあるように、山城国を京都の中核部とその四方に分け、それぞれを「平安城」「左青竜」「右白虎」「前朱雀」「後玄武」と四神（天の四方の方角をつかさどる神）の名称を配して命名している。四神とは、『都名所図会』にも記されるように、聖德太子が四神相応の地⁽⁴⁾として平安遷都を予言した故事があり、四神の名称は天の二十八宿を四つ割りにして七星づつ四方に配したときの星の並ぶ形（竜、虎、鳥、亀）によるものである。『都名所図会』のこのような巻の編成は、本文の典拠となつた『山州名跡志』や『山城名勝志』などの先行する地域別の地誌が郡別に編集されているのと異なり、大変特徴的なものである。そしてまた『大和名所図会』や『摂津名所図会』等の籬島による畿内のほかの名所図会は郡別に編集されており、これは都のある山城国のみの編成の工夫だつたと言える。

『都名所図会』の巻名となつた四神が二十八宿に由来する星宿信仰の象徴であつたが、『江戸名所図会』で用いられた北斗七星もまた信仰の対象とされたものである。『佛教大辞典⁽⁵⁾』によると、北斗法とは「北斗七星は日月五星の精なり。七曜を囊括し、八方に照臨し、上天神を耀かし、下人間を直くし、以て善惡を司り、而も禍福を分つ。群星の朝する所、万靈の俯仰する所なり。若し人ありて能く礼拝供養せば長寿福貴なり。信敬せざるものは運久しからず。（北斗七星護摩秘要儀軌）」として延命または除災のために北斗七星を供養する修法である。また『和漢三才図会』には「北斗七星共ニ明ナレハ則國昌ナリ不レハ明ナラ則國ニ殃アリ斗ノ旁ニ欲ス多レバ星則チ國安シ斗ノ中ニ少キサハ星人恐アリ天下多シ訟ヘ」と、北斗七星の国情を占う意味付けが記されている。このようなことから、『江戸名所図会』の著者は、四神の名を用いて山城国を地域に分けた『都名所図会』を念頭に、同じく重要な星宿信仰の対象であった北斗七星を用いることで巻の編成を対応させたのではないかと考えられる。

三 名所図会の記述内容

- ・距離と位置（『拾芥抄』引用）
- ・和歌三首

名所図会本文の記述内容にはどのような共通性や相違があるのだろうか。ここでは『江戸名所図会』における江戸の中核部（江戸城）の記述と『都名所図会』における京都の中核部（御所）の記述、また両方の名所図会において全体の大部分を占める寺社関連の項目の記述を取り上げ、対照しながら考えていただきたい。

①江戸城と御所

『江戸名所図会』における江戸城の記述を見るに先立ち、まず『都名所図会』における平安京中核部に関する記述を見ておく。次にその内容を掲げる。

〈平安京中核部に関する記述内容⁽¹⁰⁾〉

○「内裏図」「公卿拝賀參内図」「同朝賀図」（挿画）

○「平安興基」

・遷都の経緯（『日本後紀』引用）

平安京の賞揚

「抑平安の都を興基有しより今の御代に至りて一千有載遷都なきは中華にもいまだその例なし　寔に天津日嗣の位し給ひてより御裳濯川の流れたへせず住の江高砂の松の葉ちりうせすして億兆の歳を弥らんとそ知られける」

○「四神之訣」

・聖徳太子の平安遷都予言の故事（『神皇正統記』引用）

・四神の語源・由来（『制度通』『爾雅』『礼記』『淮南子』『楚詞』引用）

○「王城之解」

・「王城」「京城」「皇城」「宮城」の語義（『制度通』引用）

○「京師之訣」

・「京師」の語義（『詩經』『獨斷』『爾雅』引用）

○「九重之濫觴」

・「九重」の語義（『周礼』引用）

・和歌三首

○「洛陽之事」

・「洛陽」の語義（『尚書』『爾雅』引用）

・平安京における「洛陽」「長安」の呼称について

○「大内裏之封境」

ここからは、遷都以来の平安京称揚の記述があること、四神と「王城」「京師」「九重」「洛陽」といういずれも平安京を指す語について『制度通』（伊藤東涯著）や『爾雅』『詩經』『周礼』など平安京の依拠する中国の制度を説いた文献に典拠を求めて語義を解説し、これを中心に据えたことが特徴として挙げられる。その一方で御所の建築については全く触れていない。作者の籬島は『都名所図会』の出版より後、天明八年の京都大火で焼失した御所の再建に出勤しており、寛政三年には清涼殿や紫宸殿など御所の建築や平安京の制度を解説した『京の水』という書物を著している。しかし『都名所図会』においては、御所を他の場所と同様に名所として扱う意図はなかったと見え、専ら平安京の呼称の根源的な意味を述べることで都の特別な位置付けを示したものと思われる。

では『江戸名所図会』は江戸の中核部をどのように記しているのか。次にその内容を掲げる。

〈江戸城に関連する記述内容⁽¹¹⁾〉

○「武藏」

・武藏国の範囲（『和名類聚抄』『拾芥抄』引用）

・「武藏」の語源（日本武尊の故事、『風土記抄』等引用）とその挿画

・徳川將軍の称揚

「東照宮様當國に大城をしめ鴻業の基を開き給ひしより四海竟に干戈の勞を忘れ万民長に太平の化に沿するは乃是天意のしからしむる所にして國の号も自ら昇平の御代に応したるなるべし」

和歌一首

○「江戸」

・かつての江戸の範囲（『令義解』等による）

・家康入城以降の範囲拡大について

「天正已降江戸を以て御居城の地となし給ふ　故に日を重ね月を追ひ益繁昌におよび今は経緯拾里によよむて都て江戸と称せり　万国列侯の藩邸市郷商賈の家屋鱗差して縦横四衛に充満し万戸千門甍を連ねたり　実に海陸の大都會にして扶桑第一の名境といひつへし」

・挿画「江戸東南の市街より内海を望む図」

○「江戸大城の基立」

・築城から慶長年間の城郭拡張までの歴史（『鎌倉大草紙』等による）

・漢詩文（『江亭記』）

「寄題江戸城静勝軒詩序」⁽¹²⁾ 「夫城之為地海陸之饒舟車之會他州異郡蔑以加焉 墨之高十餘丈懸崖竪立固以縹垣者數十里許 外有巨溝浚塹或徹泉脈瀦粼碧」「西望則遼原野而雪嶺界天如三萬丈白玉屏風者 東視則阻墟落而瀛海蘸天如三萬頃碧琉璃田者南嚮則浩平原野寬舒広衍平蕪茵布 一目千里野與海接海與天連者是皆公几案間一物耳」 文明八年丙申秋八月群玉峰叟簫菴竜統

（漢詩） 村菴靈彦・雪樵景蘿ほか

（詩文） 文明八年竜集丙申八月初吉 希世靈彦

「寄題左金吾源大夫江亭」 湘山暮樵得么・武陵興徳ほか

「左金吾源大夫江亭記」 文明丙申の秋の抄 湘山暮樵得么

・文明六年六月十七日 道灌歌合の読人

・和歌一首

・宗長『東土産』引用（道灌邸における連歌の記事）

・宗牧『東国紀行』（江戸城訪問、連歌の記事）

・「元旦諸侯登城之図」（挿画）

まず江戸幕府開闢以来の世情即ち將軍の功や家康入城以降の江戸の拡張を称揚する記述は、『都名所図会』における平安京の称揚と同類である。江戸城に関する記述（「江戸大城の基立」）は五丁以上にわたり、築城から慶長年間までの歴史、漢詩文『江亭記』の引用、紀行文における江戸城滞在の記事から成る。『江戸名所図会』における江戸城の描写については市古夏生氏が、当代の事柄の記述がなく挿画にも城 자체は描かれないことを指摘され、享保七年に出された出版規制で徳川家に関する記述が制されており、著者の斎藤氏は名主にして幸雄と幸孝は書物改めを勤めた立場からもこれに触れることを憚つたとされた。⁽¹³⁾ そうした制約のもとで著された江戸城の記述は、漢詩文の『江亭記』を長文にわたって引用し、中心に据えている。これは太田道灌の依頼を受けた京都五山の僧侶による作品で、富士山や武藏野を望む江戸城の形勝が詠まれている。

『都名所図会』では主に漢籍に基づいて語義を説くという平安京に固有の方法で著されていたのに対し、新興都市で記述に制約もあつた『江戸名所図会』ではこのような既成の文学作品を取り込むという方法で江戸城の描写に代えている。名所図会の形式を踏襲したなかでも、その中核部の記述には、場所の特徴と事情に従つて『都名所図会』

とは大きく異なる方法が用いられることとなつてゐる。

②寺社関連の記述

続いて『都名所図会』と『江戸名所図会』のそれぞれにおいて、全項目のうちの約六割を占める寺社関連の項目の記述内容を比較する。寺社関連の各項目について、記述内容を所在地、来歴（宗派・祭神・開基など）、什物と堂舎、伝記（縁起・人物伝・什物や堂舎にまつわる話・伝説）、現況・景観・行事の描写、韻文（和歌・俳諧・狂歌・漢詩）、記録（鐘銘・碑銘や古文書の写しなど）、著者の見解、の要素に分別し、それぞれの要素が寺社関連の総項目のうちどれだけの項目に記されているか調査したところ、次のような結果が得られた。⁽¹⁴⁾（数字（%）は、寺社関連の総項目のうち、それぞれの要素を含む項目の割合である。）

『都名所図会』

・所在地	九二%
・来歴	七六%
・什物と堂舎	六四%
・伝記	二三%
・現況・景観・行事	一五%
・韻文	一五%
・記録	三%
・見解	二%

『江戸名所図会』

・所在地	七八%
・来歴	八八%
・什物と堂舎	七二%
・伝記	三二%
・現況・景観・行事	一九%
・韻文	九%
・記録	一〇%
・見解	一五%

この結果を見ると、所在地、来歴、什物と堂舎、伝記、現況・景観・行事、韻文の各要素についてはあまり大差なく、全体的に記述内容の構成は似通つてゐることが認められる。特徴が見られるのは記録と著者の見解の要素である。記録は『都名所図会』

で三%のところが『江戸名所図会』では一割、著者の見解は『都名所図会』では二%のところが『江戸名所図会』では一五%と、『江戸名所図会』での割合が高いことが顯著である。

『江戸名所図会』に記された記録的内容の多くを占めるのは、次のような鐘銘の写しである。

卷之六「金竜山浅草寺」

日本国武州豊島郡千束郷金竜山浅草寺洪鐘銘並序

夫鐘者震梵苑之枯禪發騒檀之深省者矣 南闇浮提各以音声長為仏事 西郡勝地特開榛莽剏此道場 於是伝法聊持短疏勘發善縁 新鑄鳴乳之鐘永扣龍沢之月 耳根契証速趨解脱之門庭 眼裏聞聲者則護円通之妙果當時若不記者後代誰得識 銘曰

未鑄成前 響隔九天 新鑄成後 福應大千

規模脱出 当空高懸 軽輕撞着 墮仏事辺

至徳二二年丁卯五月初三日

大勸進僧都海譽
小勸進大和國道高
鑄工和泉守経宏

鐘銘の引用は什物の紹介として铸造年代や署名の部分を抜き出すだけでなく、文章全体を掲載している。これは文書などはかの記録類の引用と同様に史料を呈示するという目的に加え、事跡と功德を称えて漢文体に詠まれた鐘銘の文学的表現を寺の描写として利用するという、詩歌や紀行文の引用と近い意味を持たせてのことではないかと思われる。

続いて著者の見解の内容を検討していきたい。まず『都名所図会』では全編を通して二十個所近くに次のような著者の見解と見られる記述がある。

・(石座神降臨の地は鳥居の内道の半にあり)世に成合塚と称するは非也(卷之四)向

日明神)

・接するにいま高台寺下壇の地ならん(拾遺卷之二「雲居寺旧蹟」)

その内容は主として俗説等の否定と該当地の推定であり、一文程度で断定し、考証性は低い。なお例外として、拾遺卷之二「延年寺の辻子」における寺の呼称に関する著者の推論、拾遺卷之一「隼社」における世俗の信仰についての「かやうなる謬伝所」にあり、是しかしながら一心再挙の謹啓に頭を傾けねばなどか利生なからんや

ただ世俗に循ふて信仰すべし」という評や、加えて『都名所図会』以降の作品では、『攝津名所図会』における高台和歌論に関する見解(卷之四「高津社」)や『東海道名所図会』における『海道記』作者に関する考察(卷之二「大岡寺」)等、考証性のある見解がないわけではない。しかし、『江戸名所図会』での著者の見解は、このような『都名所図会』での状況と異なり、常に書物や記録を拋り所に考証がなされている。『江戸名所図会』における見解を内容で明確に分別することは難しいが、大別して最も多いのは、『東鑑』『北条家所領役帳』など旧記の記述と適合する場所や人物を推定するものであり、次いで地名や名称に関する考察、伝説や記録の誤りを糺すもの、所在地の考察などがある。それぞれ一例づつ掲げる。

・場所や人物の推定

荏原郡の地頭荏原兵部有治と云し人出家して蓮沼坊と号し当寺を創立す(略)按に東鑑承久三年六月十四日宇治川戰死の人の中に荏原弥三郎同六郎太郎又嘉禎四年二月十七日將軍入洛供奉の人の中にも荏原七郎三郎貞政と云名を註せり 同卷次の中延八幡宮の條下にも荏原左衛門尉義宗其子有成などへる人の名あり 何れも此地より出たる人にして同じ族の輩なるへし(卷之二「福田山蓮華寺」)

・地名や名称に関する考察

按に津保は壺の謂にしてつほきといふ意ならん 源氏物語桐壺卷におん前のつほせんさいのいとおもしろきさかりなるをこらんするやうにてと云々(略)壺とは家居の建籠たる中の庭を云なるへし 当社もむかしの国造の庭にありし富居なりし故かくは称ふるならんか(卷之三「津保宮」)

・伝説や記録の誤りを糺す

隆止院従二位藤原朝臣四辻有理卿墓碑(略)按に知譜拙記に(略)権大納言正二位公理延宝五年丁巳六月二十七日薨す六十八とあり(略)恐らくは従二位は正二位有理は公理(略)の誤りなるへきか(卷之六「帰命山法源寺」)

・所在地の考察

天竜寺前といへり(卷之三「護本山天竜寺」)

では、このような『都名所図会』と『江戸名所図会』での著者の見解の記述方法における差異は何に起因しているのだろうか。まず、先に『都名所図会』が『山城名勝志』や『山州名跡志』を拠り所に著されたと述べたが、これらの地誌では、寺社や名所旧跡の各項目について概要や縁起類を掲出するほか、関連する旧記の記述を忠実な引用

で蒐集してあり、『都名所図会』ではここにある情報を攝取した様子が窺える。そのため『都名所図会』の制作において、既にこれらの地誌で十分に備わっていた記述内容の詳細さや正確さを更に追求することは目的としなかったのではないだろうか。作者の籬島はこれらを典拠に、図会という斬新な名所案内記に編集することを目論んだのであり、文章部分では要約や改変も施すなどして纏め上げることで平明な解説を提供する工夫に主眼を置いていたと見られる。そのような方針のもとでは、著者が考証を加えて微細な事柄を解説する意図はなかったのではないかと考えられる。

では『江戸名所図会』において著者による考証が展開されるのはなぜか。まず、『江戸名所図会』以前の江戸の名所案内記においても既に、旧跡の来歴に関する諸説に著者自身の見解を記すことが行われており、ほかにも主に地名について考証した『南向茶話』（酒井忠昌著、寛延四年成）のような作品がある。『江戸名所図会』での著者の見解は、こうした江戸の土地や旧跡に関する考証の傾向を受けているのではないだろうか。さらなる要因としては、次のようなことが考えられる。先行する江戸の名所案内記に山城国（『山城名勝志』）や『山州名跡志』に相当するような規模と情報量を備えた武藏国の地誌はないことから、『江戸名所図会』の著者は名所旧跡の記録類や関連する旧記の記事の蒐集を多く自ら行つたものと考えられる。旧記や記録を拠り所にした考証は、このような文献の蒐集、照合、編集のなかでなされていつたのではないだろうか。そして、既に詳細な地誌のあるところに新しい案内記の形式を打ち出した『都名所図会』の場合と異なり、『江戸名所図会』の著者は、地誌として最も詳細、正確な情報を備えることを追求したことが考えられるのである。

四 まとめ

本稿では、秋里籬島以降の名所図会として、『江戸名所図会』について「都名所図会」との比較对照を中心とした構成と記述内容を検証してきた。そのなかで次のような特質や『都名所図会』との影響関係、相違点が浮かび上がった。

序文に明らかのように『江戸名所図会』は籬島による上方の名所図会に触発されて制作されたものである。まず書物全体の構成は、名所の採録範囲が武藏国全体に及び、これを七巻に分けている。採録範囲については、江戸市中には既に多種充実し、より広範囲のものが作られるべくあつた当時の江戸の名所案内記の状況と、籬島の名所図会に匹敵するものという両面から必要な規模であつたと捉えられる。そして北斗七星

の名称を配した七巻の編成は、『都名所図会』における四神に因む巻の編成を念頭に創出したものと思われる。

記述内容では、『江戸名所図会』における江戸城は、幕府と都という場所の性質や執筆事情に応じて『都名所図会』における御所とは全く違う方法で描写される。また両名所図会の大部分を占める寺社関連の事項は、全体的には似通つた内容の構成が確められたなかで、『江戸名所図会』には記録的内容と考証性の高い著者の見解を含む傾向が顕著である。この要因としては、江戸の土地や旧跡に関する考証が行われていた傾向のほかに、『江戸名所図会』の全編について情報源となるような武藏国の詳細な地誌のないなかで、著者自身多くの文献蒐集を行つて編集したと見られること、そして名所図会の形式を踏襲することのほか、江戸の地誌として最も詳しい情報を追求したのではないかということを考えられる。

注

(1) 『江戸名所図会』の引用はお茶の水女子大学附属図書館蔵本による。

(2) 郊外の部分は主に幸孝の著述であるとされており（幸成編『武江年表』）、現存する実地調査の記録と、そこから明らかになる幸孝の執筆については朝倉治彦『日本名所風俗図会 江戸の巻II 解説（角川書店 昭和六〇年）』や市古夏生・鈴木健一『新訂江戸名所図会』解説（筑摩書房 平成九年）に述べられている。

(3) 注(2)前掲朝倉氏解説。

(4) 「國文」九七号（平成一四年七月、お茶の水女子大学国語国文学会）所収。

(5) 「都名所図会」の引用は『新修京都叢書』第六巻・第七巻（臨川書店）による。

(6) 先に拙稿『都名所図会』『拾遺都名所図会』考において、『都名所図会』の四神の名を配した巻の編成は、京都の地名に因んだ連句と発句の俳諧撰集『野馬台集』（知石編、享保四年刊）に案を得たのではないかと考えた。

(7) 東に流水、西に大道、南に窪地、北に丘陵を備えた地相を言い、平安京は四神相應の地とされる。

(8) シュワルツ・アレナレス・ロール氏に御教示いただいた。

(9) 望月信亨編、昭和十一年刊。

(10) 「内裏図」のみ正編卷之一冒頭、ほかは全て拾遺編卷之一冒頭。

(11) 卷之一冒頭。

- (12) 漢詩文の引用は抜粋。
- (13) 市吉夏生「〈江戸城〉斎藤月岑他『江戸名所図会』『国文学』三五九号（平成二年八月）所収。
- (14) 調査の際、『都名所図会』の正編と拾遺編において同名で立項された同一の寺社は内容を合わせて一項目として扱った。
- (15) 注(4)前掲論文。

(11) 〇〇六年一一月一日受理)

Edo Meisho Zue and *Miyako Meisho Zue*

FUJIKAWA Reman

藤川

【江戸名所図会】と【都名所図会】

adstract

Edo Meisho Zue was written by Saito Yukio, Yukitaka and Yukinari, and published in 1834 and 1836. It appeared under the influence of the meisho zues of the Kyoto-Osaka region written by Akisato Ritou. In this paper, comparing *Edo Meisho Zue* with Ritou's *Miyako Meisho Zue*, we study the relationship between these two books, particularly the characteristic of *Edo Meisho Zue*.

As regards the composition of this book, we think that the authors decided the range of the sights recorded in it and the titles of its volumes, keeping those of *Miyako Meisho Zue* in their mind. Although these two meisho zues have similarity in the components of description, *Edo Meisho Zue* contains more commentaries due to the authors than *Miyako Meisho Zue* does. The authors of *Edo Meisho Zue* had to collect lots of information by themselves to compile the articles. Supposedly their commentaries grew in the process of this collection. In addition, we think that they had an intention of pursuing the accuracy of description besides following the form of Ritou's *meisho zue*.

Keywords : *Edo Meisho Zue*, *Miyako Meisho Zue*, Saito Yukio, Saito Yukitaka, Saito Yukinari